

第6回 縦断調査の充実に関する検討会 議 事 次 第

- 1 日 時 : 平成22年3月31日(水) 15時～17時
- 2 場 所 : 厚生労働省統計情報部会議室
(中央合同庁舎第5号館21階11号室)
- 3 議 題 : (1) 開会
(2) 最終とりまとめ(案)について
(3) その他
(4) 閉会
- 4 配付資料
資料1 縦断調査の充実に関する検討会 最終とりまとめ(案)
資料2 21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)(仮称)
について

縦断調査の充実に関する検討会
最終とりまとめ（案）

平成 22 年 月 日

目 次

I	これまでの経緯	-----	1
1	縦断調査の充実に関する検討会の設置	-----	1
2	中間とりまとめ	-----	1
3	縦断調査をめぐる動き	-----	1
II	21世紀成年者縦断調査に新たに追加する「若年層コーホート」	----	3
1	追加する必要性	-----	3
2	抽出対象とする年齢	-----	3
3	抽出規模	-----	5
4	調査事項	-----	5
5	実施時期等	-----	6
III	21世紀出生児縦断調査における学齢期到達児童に関する調査事項等		7
1	本人調査及び保護者調査について	-----	7
2	今後の質問事項について	-----	7
IV	今後の検討課題	-----	8
参考1	縦断調査の充実に関する検討会 要綱及び構成員名簿	-----	9
参考2	縦断調査の充実に関する検討会 開催実績	-----	10
別 掲	縦断調査の充実に関する検討会 中間とりまとめ(平成21年7月9日)		

I これまでの経緯

1 縦断調査の充実に関する検討会の設置

- 政府は、統計法第4条第1項の規定に基づき、公的統計の整備に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定し、基本計画は平成21年3月13日に閣議決定された。
- 基本計画において示された縦断調査において講ずるべき具体的施策を検討し、縦断調査を今後さらに充実・発展させていくため、平成21年3月に有識者からなる「縦断調査の充実に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置した。

2 中間とりまとめ

- 検討会では、基本計画において示された縦断調査において講ずるべき具体的施策を検討することとされたが、具体的施策のうち「新たな標本の追加」については、新規に予算を要求するなどの財政的措置が必要となることから優先的に検討を行い、中間的なとりまとめを行うこととした。
- 検討会は、第1回検討会を平成21年3月30日に開催し、以降、同年6月までに計4回開催し、その検討結果を「中間とりまとめ」として平成21年7月9日に公表した（別掲参照）。

3 縦断調査をめぐる動き

(1) 21世紀出生児縦断調査におけるコーホートの追加

ア 21世紀出生児縦断調査におけるコーホートの追加

- 基本計画における「世代による違いの検証等のため、21世紀出生児縦断調査について、新たな標本の追加等を検討する。」ことを受けて、世代による違いの検証等のため現在の縦断調査（以下「コーホート（A）」という。）に、新たな対象児（出生児）についての縦断調査（以下「コーホート（B）」という。）を追加し、コーホート（A）とコーホート（B）の比較において世代による違いを検証していくことについて中間とりまとめで記述したところである。これを受けて、平成22年度予算に所要額が確保された。

イ 予定されているコーホート (B)

- 調査の対象として、平成22年5月10日から24日の15日間に出生したすべての子約4万人を対象とし、平成22年12月1日の調査日を予定しているとのことである。
- なお、中間とりまとめで述べたように、時代背景を異にする別の世代との比較対照を行うことによって、様々な要因がどのような影響を及ぼし、どのような結果が生じているか(世代効果、加齢効果、時代効果)を分析することが期待される。
- また、コーホート(A)とコーホート(B)を比較するためには、本人・家族の状況、本人・親の意識、本人の行動などを聞いた設問は基本的に変更しないことが重要であるが、社会環境の変化や制度変更などに合わせた調査設計の変更については、省内関係部局との調整や有識者の意見を参考の上設定されたい。

(2) 21世紀成年者縦断調査及び中高年者縦断調査における調査方法の見直し

- 政府の行政刷新会議が平成22年度概算要求について事業仕分けを実施したところであるが、厚生労働大臣からは、行政刷新会議の事業仕分けとは別に概算要求のさらなる見直しを行い、事業仕分け的手法により概算要求額を削減するよう指示があり、事務次官をトップとする「平成22年度概算要求に向けた事業見直し等によるコスト削減プロジェクトチーム」において見直しが行われた。
- 見直しの結果、21世紀成年者縦断調査及び中高年者縦断調査については、経費の多くは、都道府県への委託費のうち調査員手当であるため、全数を直接郵送調査へ切り替えることとなった。
- 両調査はともに、調査開始以降回を追うごとに客体の脱落が進んでおり、直接郵送調査への切り替えは回収率の低下に拍車をかけるおそれがある。
- 調査実施部局は、今般の調査方法の見直しにより回収率が大幅に低下しないよう、必要な方策を検討してほしい。

Ⅱ 21世紀成年者縦断調査に新たに追加する「若年層コーホート」

1 追加する必要性

- 本検討会の「中間とりまとめ」では、今後の方向として、次の観点から現行の21世紀成年者縦断調査を可能な限り長期間継続すべきであるとしている。
 - ・ 結婚、出産、子育て、女性の就業の状況を継続して観察すること
 - ・ 就業の実態、特に若年者における就業形態（正規及び非正規）の変化を把握すること
 - ・ 仕事の有無、就業形態の違い等雇用状況によって今後の結婚行動や出産行動に生じる変化を継続的に観察していくこと
 - ・ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について、その実態把握や状況変化を把握すること
- しかし、21世紀成年者縦断調査では、客体の脱落とは別に客体の加齢に伴い、20歳代の若年層が減少、不在となっていく問題があり、少子化対策や若年者の雇用対策等に的確に対応していくためには、若年層を補うための新たなコーホートの追加が必要である。
- 新たなコーホートの追加により、少子化対策や若年者の雇用対策等各種厚生労働行政施策の効果検証を行うことも可能となると考えられる。

2 抽出対象とする年齢

- 新たなコーホートを追加するに当たっては、対象年齢をどこに設定して抽出するかという問題があるが、新たなコーホートの年齢構成については二つの考え方がある。
- 一点目は、21世紀成年者縦断調査及び中高年者縦断調査と同様に、異なった年齢の者で構成するもの（以下「A案」という。）、二点目は、21世紀出生児縦断調査と同様に、特定の同一年齢の者のみで構成するもの（以下「B案」という。）である。
- A案を採用する場合、対象年齢の上限及び下限をどこに設定するかという問題がある。

上限年齢及び下限年齢については、それぞれ次のような案が考えられる。

・ 上限年齢

①案 → 28歳

新たなコーホートを追加する時期として妥当であるとされた平成23年(2011年)時点で、21世紀成年者縦断調査の客体の最若年が29歳となるため、その1歳下の28歳を上限年齢とするもの

②案 → 下限年齢を起点に5歳分または10歳分

最初に下限年齢を決めて、それを起点に一定の年齢幅を設定するもの

下限年齢を20歳とした場合、年齢幅を5歳分とすれば上限年齢は24歳となる

・ 下限年齢

学校の卒業年齢等を考慮し設定

①案 → 16歳(中学校卒業)

②案 → 19歳(高等学校卒業)

③案 → 20歳(成人)

④案 → 23歳(大学卒業)

○ B案は、新たに追加するコーホートを同一年齢の者のみで構成するものであるが、その場合、何歳を対象とするかが問題となる。
対象年齢は、次の2案が考えられる。

・ ①案 → 上記A案における下限年齢4案のいずれか

・ ②案 → ①案以外の特定の年齢を対象とするもの

○ 新たに追加するコーホートの年齢設定にはさまざまな考え方があるが、

・ 未婚から結婚、出産、子育てといったプロセスを観察していくべきであること

・ 対象年齢の幅を広くして追跡するよりも、客体の脱落の影響が多

少はあるものの年齢幅を絞るのも一つの考え方であること

- ・ 10代の場合、ほとんどの者がまだ結婚していない上に、大半が親と同居していることが想定され、調査事項に対してもあまり現実感を持たないと思われること
- ・ 現行の21世紀成年者縦断調査は下限年齢を20歳として開始しており、新たに追加するコーホートについてそれを変える必然性はないこと
- ・ 世代による違いの検証を行うために新たなコーホートを追加するものであり、B案のように同一年齢で固定した場合はまったく異質のものになること

を総合的に勘案した結果、抽出対象とする年齢は、20歳を下限年齢として年齢幅を10歳分、すなわち20歳から29歳とすることが妥当である。

なお、29歳については、21世紀成年者縦断調査の最若年客体と新たに追加するコーホートの最高齢客体が重複することとなるが、これまで複数回調査に回答している客体と新たに回答する客体の比較を行うために必要な措置であると言える。

3 抽出規模

- 現行の21世紀成年者縦断調査の客体抽出に当たっては、平成13年国民生活基礎調査（大規模調査）の調査地区を用いた。
- 新たなコーホートの追加に当たっては、21世紀成年者縦断調査とのデータ比較等を行うことを考慮し、抽出に用いる母集団の違いによる要因が標本に入ること避けるため、平成22年国民生活基礎調査（大規模調査）の調査地区から抽出する。
- 抽出する規模（人数）については、既存の縦断調査を参考にしつつ、客体の脱落を考慮し、平成22年国民生活基礎調査（大規模調査）の調査地区における追加対象年齢に該当する者について可能な限り多く客体とすべきである。

4 調査事項

- 基本計画では、世代による違いの検証等のため、21世紀成年者縦断

調査に新たな標本の追加等を検討することとされており、世代による違いは、結婚から出産、子育てといったプロセスの中で観察していくべきである。

- また、昨今の厳しい経済情勢の中で、若年者の雇用対策もさらにその重要性を増していることから、雇用と結婚、出産の関係についても、引き続き観察していくべきである。
- 基本的には、21世紀成年者縦断調査の調査事項を踏襲しつつ、必要に応じて新規項目（子ども手当に関する事項等）を追加していくことが妥当である。

5 実施時期等

- 新たなコーホートは、「中間とりまとめ」で述べているとおり、平成22年に実施される国民生活基礎調査（大規模調査）の翌年である平成23年（2011年）に追加することが妥当であり、調査実施部局には、所要の予算確保及び人員等の体制整備をお願いしたい。
- 上述のとおり、新たなコーホートの追加は平成22年国民生活基礎調査実施の1年後となるため、初回調査は調査員による対象者の把握、調査への協力依頼及び調査票の配付が必要である。ただし、調査票の回収は郵送を検討する。
- 新たなコーホートも21世紀成年者縦断調査と同様、客体の脱落が憂慮される。客体の負担感を軽減し、可能な限り脱落を防ぐ方策の一つとして、調査への協力を依頼する際にあらかじめ実施回数を説明し、客体の了解を得た上で実施する方法も検討の余地がある。

Ⅲ 21世紀出生児縦断調査における学齢期到達児童に関する調査事項等

1 本人調査及び保護者調査について

- 小学校高学年は保護者の管理・影響力が徐々に薄まり、子ども自身の精神的な自立を果たす思春期にさしかかかかる時期であることから、親に対する質問と対象児本人に対する質問を分けるなど、児童の心の問題、身体・精神的な発達について、健全育成の観点から設問事項を検討する必要がある。
- 具体的には、子どもの生活実態や意識について、家庭生活、学校生活、交友関係、将来の職業意識などを把握するとともに、同時に、同内容を保護者に質問することにより、保護者の思う子どもの意識及び行動と子ども自身の意識及び行動のズレなどについて把握する必要がある。
- なお、子どもの正直な回答を引き出すため、保護者と対象児に調査票を分けるとともに密封回収するなどの工夫について検討されたい。

2 今後の質問事項について

- 小学校卒業までの調査事項はおよそ決まっているが、今後、関係部署等と調整の上、質問内容を設計する必要がある。
- また、中学生以降の調査事項については、思春期、多感な時期を迎えて、今後の人生において重要な時期であることを鑑み、その時点の時代背景等を踏まえた上で、従来の枠組みを大幅に変えるなど、調査設計の見直しを検討する必要がある。
- なお、中学受験や進学に係る負担について、学習塾や家庭教師等にかかる費用を経年的に把握することにより、母が就業する最大の理由は子どもの教育費のためと考えられていることなどについて、様々な検証が必要である。

IV 今後の検討課題

- 本検討会の「中間とりまとめ」では、最終とりまとめに向けて、検討を予定している事項として次の6項目を挙げていた。
 - ・ 就業（就職及び離職の状況、就業抑制要因など）と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳しく分析するために必要となる追加調査事項
 - ・ 出生児調査において学齢期に達した児童に関する調査事項等
 - ・ 成年者調査において新たに追加する若年層コーホートの対象年齢、抽出規模及び調査事項等
 - ・ 現行調査の回収率維持方策
 - ・ 脱落サンプル等の特性検証及び脱落による調査結果への影響
 - ・ 縦断調査データの二次利用
- 検討会の開催回数も限られており、これらの項目の中には必ずしも十分な検討時間が割けなかったものもあるが、調査実施部局においては引き続き検討を進めていただくとともに、有識者が参集する別の機会があればそこで議論したいと考える。
- 特に、21世紀成年者縦断調査及び中高年者縦断調査は、前述のとおり、全数が直接郵送調査へ切り替えられるため、回収率の低下が懸念される。調査実施部局においては、回収率の大幅な低下を防止する方策を検討してほしい。
- なお、縦断調査データの二次利用とも関連するが、これまで蓄積されてきた縦断調査データの分析方法の検討も重要な課題であり、この点も含め調査実施部局の取組をお願いしたい。

縦断調査の充実に関する検討会について

1 目的

平成 21 年 3 月 13 日閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」において、「世代による違いの検証等のため、21 世紀出生児縦断調査及び 21 世紀成年者縦断調査について、新たな標本の追加等を検討する（平成 21 年度中に結論を得る）」こととされたことから、新たな標本の追加の方法やその時期と調査項目等に関して検討することを目的とする。

2 検討事項

- (1) 21 世紀出生児縦断調査・21 世紀成年者縦断調査の新たな標本の追加方法と標本の追加の時期等について
- (2) 新たな標本の調査項目について

3 構成員

別紙のとおり

4 運営等

- (1) 検討会は、構成員のうち 1 人を座長として選出する。
- (2) 検討会に座長代理をおくことができる。
座長代理は、座長が検討会の構成員から指名するものとし、座長を補佐し、座長不在の場合にはその職務を行う。
- (3) 座長は、必要があると認めるときは、関係者に検討会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- (4) 検討会は、原則として公開するものとする。
- (5) 検討会は、議事録を作成し公表する。ただし、会議を非公開とする場合には、議事要旨を公表する。
- (6) 検討会は、統計情報部長が主催し、その庶務は統計情報部社会統計課縦断調査室において行う。

別 紙

縦断調査の充実に関する検討会構成員

(50 音順・敬称略 ○は座長)

- | | |
|--------|---|
| 阿藤 誠 | 早稲田大学人間科学学術院特任教授 |
| 今田 幸子 | 独立行政法人労働政策研究・研修機構特任研究員 |
| 柏女 霊峰 | 淑徳大学総合福祉学部教授 |
| 津谷 典子 | 慶應義塾大学経済学部教授 |
| ○ 廣松 毅 | 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部教授
(現 情報セキュリティ大学院大学
情報セキュリティ研究科教授) |

縦断調査の充実に関する検討会 開催実績

- 第1回 平成21年3月30日(月) 16時～
(議題)
・各縦断調査のこれまでと現状及び予定
・本検討会の進め方
- 第2回 平成21年4月28日(火) 10時～
(議題)
・第1回検討会における論点確認
・論点整理(第1回検討結果を受けて)
- 第3回 平成21年5月19日(火) 10時～
(議題)
・第2回検討会における論点確認
・中間的なまとめに向けたスケルトンについて
- 第4回 平成21年6月16日(火) 16時～
(議題)
・中間とりまとめ(案)について
- 第5回 平成21年12月14日(月) 10時～
(議題)
・縦断調査をめぐる動きについて
・新たに追加する「若年層コーホート」について
・出生児調査における学齢期到達児童に関する調査事項について
・就業と結婚、出産、子育て、介護等との関係分析に必要となる追加調査事項
- 第6回 平成22年3月31日(水) 15時～
(議題)
・最終とりまとめ(案)について

別 掲

縦断調査の充実に関する検討会
中間とりまとめ

平成21年7月9日

目 次

I	はじめに	-----	1
II	縦断調査について	-----	4
III	21世紀出生児縦断調査	-----	5
	1 調査の概要	-----	5
	2 現行調査の評価	-----	6
	3 今後の方向	-----	8
IV	21世紀成年者縦断調査	-----	11
	1 調査の概要	-----	11
	2 現行調査の評価	-----	12
	3 今後の方向	-----	14
V	今後の検討課題	-----	17
参考1	縦断調査の充実に関する検討会 要綱及び構成員名簿	-----	18
参考2	縦断調査の充実に関する検討会 開催実績	-----	19

I はじめに

1 統計法の改正

- 統計法（昭和22年法律第18号）が平成19年5月23日に全部改正、公布され、平成21年4月1日に全面施行された。
- 改正後の統計法（平成19年法律第53号）では、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の向上を図るため、次のような規定等が整備された。
 - ・ 公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定める（第4条）
 - ・ 委託に応じた集計による統計の作成等（第34条）
 - ・ 一般の利用に供することを目的として調査票情報を特定の個人又は法人その他の団体の識別（他の情報との照合による識別を含む。）ができないように加工した統計データの作成・提供（第35条、第36条）

2 基本計画の策定（閣議決定）

- 政府は、統計法第4条第1項の規定に基づき基本計画を策定し、基本計画は平成21年3月13日に閣議決定された。
- 基本計画においては、「公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」のうち、「社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項」として、「少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備」が挙げられており、その現状・課題等と取組の方向性が次のように述べられている。

第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項

(2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備

ア 現状・課題等

少子高齢化等の進展への対応は、我が国における最重要課題の一つとなっている。とりわけ「若者や女性、高齢者の労働市場参加の実現」と「国民の希望する結婚や出産・子育ての実現」の同時達成の鍵は、就業と結婚や出産・子育てとの二者択一構造の解決にあるとされている。このため、ワークライフバランスにも配慮し、結婚、出産、子育て期の男女、とりわけ女性が就業しつつも、同時に、結婚や出産・子育てをしやすい環境の整備が強く求められている。こうした少子高齢化等の進展への対応の検討を客観的に行うためには、基礎となる統計の整備が不可欠である。

イ 取組の方向性

このため、男女共同参画の視点を踏まえつつ、結婚、出産、出産後も子育てしながら就業できる環境作りなどに関する実態を的確にとらえる観点から、今後、特に、①配偶関係、結婚時期、子供数等の少子化に直接関連するデータの大規模標本調査による把握、②就業と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳細に分析するための適時・正確な関連統計の整備について検討する。

- また、基本計画では、平成21年度からの5年間に講ずるべき具体的施策、実施時期等が別表として整理されており、そのうち、縦断調査に関係する部分は次のとおりである。

別表 今後5年間に講ずべき具体的施策

「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」部分

- 世代による違いの検証等のため、21世紀出生児縦断調査及び21世紀成年者縦断調査について、新たな標本の追加等を検討する。
担当府省：厚生労働省
実施時期：平成21年度中に結論を得る。
- 就業（就職及び離職の状況、就業抑制要因など）と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳しく分析する観点から、関係する統計調査において、必要な事項の追加等について検討する。
担当府省：総務省、厚生労働省
実施時期：原則として平成21年中に結論を得る。

3 縦断調査の充実に関する検討会の設置

(1) 検討会の設置目的

- 基本計画において示された縦断調査において講ずるべき具体的施策を検討し、縦断調査を今後さらに充実・発展させていくため、今般、有識者からなる「縦断調査の充実に関する検討会」を設置した。

(2) 検討会における検討事項

- 基本計画において示された縦断調査において講ずるべき具体的施策を検討する。
- なお、具体的施策のうち「新たな標本の追加」については、新規に予算を要求するなどの財政的措置が必要となることから、6月に中間的なとりまとめを行うこととした。

II 縦断調査について

1 縦断調査とは

- ここでいう縦断調査とは、いわゆるパネル調査であり、一定規模の同一調査対象を継続的に調査し、その実態や意識の変化を時系列で捉えることによって、調査対象の行動の変化やタイミングの因果関係を分析する手法の調査である。
- 縦断調査は、同じ対象を繰り返し調査するため、個々の対象の時間を通じた変化を捉えることができるという横断調査にはない利点がある。
- このほか縦断調査の主な特徴を挙げると次のようになる。
 - ・ 複数の調査対象を追跡することから、横断調査に基づく時系列データと比較して、時点間の変化の仕方について、様々な角度から比較ができる。
 - ・ 複数の調査対象を複数時点にわたって追跡することから、繰り返し行われる横断調査と比較して、個々人の状態の変化や順位・階層の入れ替わりの状況、変化率の個人間分布等が把握できる。また、特定の属性を持つ、あるいは特定の行動をとった調査客体のその後の変化を把握することができ、逆に特定の状況に至った調査客体の過去の状況を把握することもできる。
 - ・ 調査客体の負担が大きく、回数を重ねるごとに脱落が生じる。特定の層に脱落が生じやすい場合には偏りが生じることになる。
 - ・ 成果が出るまでには長い期間と多額の費用を要し、蓄積されたデータ量が膨大になることから、その管理が難しい。

2 厚生労働省統計情報部で実施している調査

- 21世紀出生児縦断調査（平成13年開始）
- 21世紀成年者縦断調査（平成14年開始）
- 中高年者縦断調査（平成17年開始）

Ⅲ 21世紀出生児縦断調査

1 調査の概要

- 21世紀出生児縦断調査（以下「出生児調査」という。）は平成13（2001）年から実施しており、その概要は次のとおりである。

（1）調査の目的

- この調査は、同一客体を長年にわたって追跡調査する縦断調査として、21世紀の初年に出生した子の実態及び経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得ることを目的としている。

（2）調査の対象及び客体

- 全国の2001年1月10日から17日の間及び7月10日から17日の間に出生した子を対象とし、厚生労働省が人口動態調査の出生票を基に客体を抽出した。双子、三つ子についてもそれぞれの子を対象としている（対象児数約5万4千人）。

（3）調査の期日

- 第1回から第6回
1月生まれは8月1日、7月生まれは2月1日
- 第7回及び第8回
1月生まれは1月18日、7月生まれは7月18日

（4）調査事項（第6回）

- 同居者、保育者、起床時間・就寝時間、遊び場所・遊び相手、遊びで気にかかること、テレビをみる時間、コンピュータゲームをする時間、テレビの見方との関わり方、習い事の状況、食事時に特に気をつけていること、手伝いの状況、子どもの父母との接し方、子どもの行動、子どもの身長・体重、1か月の子育て費用、病気やけが、子どもを育てていてよかったと思うこと、子どもを育てていて負担に思うことや悩み、父母の起床時間・就寝時間、父母の子どもとの接し方、父母の就業状況

(5) 調査の方法

- 調査票の配布及び回収は郵送により行う。

2 現行調査の評価

- 出生児調査は、平成13（2001）年を初回としてこれまで、1月生まれは8回、7月生まれは7回実施しているが、その評価は次のとおりである。

(1) 調査の意義

- 我が国では諸外国に比べて、縦断調査の導入は遅れていたところであるが、出生児調査は平成13（2001）年に、我が国で初めての公的かつ大規模な縦断調査として開始したものであり、大きな意義を認めることができる。
- これまでのところでも、少子化対策等の企画立案のための基礎資料という目的に沿い、出産前後の女性の就業率の変化や子育ての負担感等について、横断調査の結果を用い、多くの仮定を置いて推論されていたことが、統計的数値として示されたものであり、その意義は大きい。
 - ・ 母の就業状況をみると、子どもが1人（調査対象児のみ）の場合、出産1年前「有職」者の67.4%が出産半年後に「無職」者となっている。
 - ・ 出産1年前に54.5%であった母の「有職」者の割合は、出産半年後、25.1%と減少したが、年々増加して第6回調査では51.4%（このうち、約半数はパート・アルバイト）となっている。
 - ・ 子どもを育てていて負担に思うことや悩み（複数回答）の変化をみると、2歳6か月では「子育てで出費がかさむ」が25.4%であったが、その後徐々に増加し、5歳6か月では、42.3%と子どもを育てていて負担に思うことや悩みの中で最も多くなっている。
- 本調査の対象児は既に学齢期に達し、妊娠、出産、結婚、乳幼児の成育の把握については役割を終えている。今後は、子どもの成長に影

響を与えるさまざまな要因の把握・分析を行うこととし、思春期の心
の問題、身体・精神的な発達、職業意識等、また、親に対しては、ワ
ーク・ライフ・バランス、子育て費用（例えば、母が就業する最大の
理由は教育費であるなど。）、子どもを持つかどうかの決定に影響を与
え得る要因の一部を更に明らかにできると考えられる。

- また、児童の健全な育成といった、幼少時の環境がその後の成長等
に与える影響を把握するという観点からは、比較的高い回収率を維持
している本調査について、児童本人からの回答を含め、質問事項を見
直すことでさらなる成果を見込める。
- 本調査の対象児を何歳くらいまで継続する必要があるかについて
は、縦断調査の特性として回を重ねるごとのデータが集積し、チェッ
クや管理に多大な労力を要する一方で、客体の脱落による信頼性の低
下や客体の加齢による当初の調査目的からのズレも生じてくるが、高
校卒業後の進路や就業（正規、非正規）など様々な事項を把握するた
めに、当初の予定どおり20歳くらいまでは必要である。

(2) 調査内容及び手法

ア 回収率

- 親の子育てに対する関心の強さなどを反映して、毎回約90%近
くという高い回収率が維持されていると考えられる。
- また、21世紀最初の子どものということで、マスコミ等に取り上
げられるなど比較的協力を得やすい環境にあったこともその一つの
要因として見られる。

イ 調査規模等

- 調査規模をみると、1月及び7月の特定の1週間の出生した児の
すべてという対象児数（約5万4千人）であり、諸外国の縦断調査
と比較しても遜色ないと考えられる。
- なお、客体の脱落については、「縦断調査における脱落等の分析
資料（厚生労働科学研究費－パネル調査（縦断調査）に関する統合
的高度統計分析システムの開発研究）」により分析を行っているた
め、これらを参考に引き続き検討をしていくこととする。

3 今後の方向

(1) 客体の追加

- 基本計画における「世代による違いの検証等のため、21世紀出生児縦断調査について、新たな標本の追加等を検討する。」ことを受けて、世代による違いの検証等のため追加方法を検討したところであるが、統計手法の観点及び特定の一定期間について全数調査を行っているため、追加する客体は存在しないことを考えると現在の縦断調査(以下「コーホート(A)」という。)に客体追加はあり得ない。
- そこで、新たな対象児(出生児)について縦断調査(以下「コーホート(B)」という。)を追加し、コーホート(A)とコーホート(B)の比較において、世代による違いを検証していくことが重要である。

(2) コーホート(B)の必要性

ア コーホート(A)との比較

- 縦断調査の特徴は客体となった世代の様々な変化を経時的に捉えることができる点にあるが、その変化は、その調査対象世代が成長の過程で経験する社会環境や各種施策、経済状況、国民意識などの背景となる要因から影響を受けていることは言うまでもない。
- したがって、こうした背景を異にする別の世代との比較対照を行うことによって、様々な要因がどのような影響を及ぼし、どのような結果が生じているか(世代効果、加齢効果、時代効果)を分析することができる。
- 例えば、コーホート(A)、すなわち2001年の出生児の母の約7割が出産を機に退職し、その後も正規雇用者としての就業はほとんど回復しないという、各般から大きな注目を集めた調査結果についても、制度改正や各種施策が実施されている現在ではどうなっているのか、また、昨今の100年に1度とも言われている経済危機のなかではどうなっているかなど、基本計画にいう「世代による違いの検証」の必要性はこれまでになく高まっていると言うべきである。

- なお、コーホート（A）とコーホート（B）を比較するためには、社会環境の変化や制度変更などに合わせた調査設計の変更は必要であるが、本人・家族の状況、本人・親の意識、本人の行動などを聞いた設問については基本的に変更しないことが重要である。

イ 少子化対策の検証・評価

- 少子化対策は緊急を要する重要な課題であり、統計調査により、各施策に根拠を提供するとともにその検証・評価も着実にすすんでいく必要がある。この点、コーホート（A）の調査については、これから本格化する子育て費用の問題や児童本人への質問による職業意識の変化などを把握することが期待できるが、出産前後の母の就業状況の変化や幼児期の保育サービスの利用状況等については、新たなコーホート（B）を用意して対応することが必須である。
- 既に、少子化対策基本法に基づき「少子化社会対策大綱」が平成16年に閣議決定されており、この大綱に掲げる重点課題に沿って具体的な施策内容と目標を提示した「子ども・子育て応援プラン」も示されている。
- また、平成19年には政労使のトップ会談において「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び行動指針が決定され、目指すべき社会の姿が提示されている。
- さらに、昨年末には「持続可能な社会保障構築とその安定財源に向けた『中期プログラム』」が閣議決定され、社会保障の機能強化の工程表の大きな柱の一つとして少子化対策が示されている。
- また、先に示された「厚生労働行政の在り方に関する懇談会最終報告」では、厚生労働省に少子化対策統括本部（仮称）を設置して、厚生労働審議官を責任者として関係部局を統括し一元的、制度横断的な対応を推進することとされている。
- こうした状況に鑑みれば、コーホート（A）との比較対照にとどまらず、根拠を持った少子化対策の推進という観点からも、一刻も早く追加するコーホートを立ち上げる必要があると言える。

(3) コーホート (B) の設定

ア 抽出方法・規模

- 抽出方法としては、コーホート (A) と同じく、基幹統計である人口動態調査「出生票」から目的外使用により抽出することとし、コーホート (A) で既に出生月による違い、学年の違いによる差について検証していることから1月と7月に分ける必要はなく、特定の期間の出生児すべてを対象とする。
- 同一客体を追いかけるこの調査においては、脱落等の影響を受けるため、できるだけ多くの客体を確保する必要があるが、コーホート (A) の実績を考えると、2週間の出生児すべての約5万人程度の客体数が現実的である。

イ 実施体制等

- 調査実施部局の予算・人員等については、実施部局の判断になるが、現状の実施人数では、コーホート (A) を続けることが精一杯となっている現状においては、コーホート (B) を行うために、予算・人員の体制整備が必要である。

IV 21世紀成年者縦断調査

1 調査の概要

- 21世紀成年者縦断調査（以下「成年者調査」という。）は平成14年度から実施しており、その概要は次のとおりである。

(1) 調査の目的

- 調査対象となった男女の結婚、出産、就業等の実態及び意識の経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得ることを目的としている。

(2) 調査の対象及び客体

- 平成14年10月末時点で20歳から34歳であった全国の男女（及びその配偶者）を対象とし、調査に協力を得られた者（及びその配偶者）を客体としている。
- 客体の抽出に当たっては、平成13年国民生活基礎調査（大規模調査）の調査地区を用いた。
なお、第1回調査における「女性票」及び「男性票」の客体数は、33,689人であった。

(3) 調査の期日

- 毎年11月の第一水曜日を調査日としている。

(4) 調査事項

- 客体が記入する「女性票」及び「男性票」、その配偶者が記入する「配偶者票（女性用）」及び「配偶者票（男性用）」の4種類の調査票により、健康の状況、就業の状況、現在の就業意欲、仕事と子育ての両立支援制度の利用状況、配偶者の有無、子どもの状況、家計の状況等を把握している。

(5) 調査の方法

- 調査員があらかじめ配布した調査票に客体が自ら記入し、密封した

ものを後日調査員が回収する。

- なお、第1回調査以降に調査地区から転出した客体については、厚生労働省から調査票を郵送し、客体が自ら記入した上で郵送により提出することとしている。

2 現行調査の評価

- 成年者調査は平成14年度を初回としてこれまでに7回実施しているが、その評価は次のとおりである。

(1) 調査の意義

- 成年者調査は、平成13年度に開始された出生児調査に続く、成人若年層を対象とした公的かつ大規模な縦断調査である。
- 本年3月に公表された第6回調査の結果では、
 - ・ 第1回調査時の独身者（「配偶者なし」と回答した者をいい、離別、死別を含む。）について、就業形態別に、この5年間に結婚した割合をみると、女性が「正規」27.7%、「非正規」24.5%であるのに対し、男性では「正規」24.0%、「非正規」12.1%と、就業形態によって結婚した割合に大きな差があること
 - ・ 子どもが1人いる夫婦について、夫の休日の家事・育児時間別に、第2子が生まれた割合をみると、「家事・育児時間なし」で35.5%、「8時間以上」で71.3%と、夫の休日の家事・育児時間の長さによって第2子を出生した割合に大きな差があること
 - ・ 出産前に会社等に勤めていた妻について、育児休業制度の有無別に、同一就業継続の割合をみると、就業形態が「正規」で育児休業制度があり、利用しやすい雰囲気がある場合81.6%が出産後も同一就業継続していること

など、これまで横断調査の結果を用い、多くの仮定を置いて推論されていたことが、統計的数値によって示されてきているとともに、20歳代の若年者の生活実態、例えば非正規雇用の状況等の変化を追うなど、少子化対策のみならず、若年者の雇用対策への活用も期待される。

- 一方、調査開始当初、20歳から34歳であった客体も最高年齢層は40歳に達し、最若年齢層は20歳代後半となっているが、晩婚化、晩産化が進んでいる状況において、結婚、出産、子育て、女性の就業との関係といった把握すべき事項もあり、客体の加齢にかかわらず、今後も成年者調査を継続して実施していく意義は大きい。

(2) 調査内容及び手法

ア 客体の脱落

- 成年者調査を継続して実施していくに当たって憂慮すべき点は、客体の脱落である。
- 調査開始当初、約3万4千人いた客体も回を追うごとに脱落が進み、平成19年度に実施した第6回調査では、第1回調査の客体数に対する回収率が48.8%と半数を下回っている状態である。
- この状態は統計数理的には厳しいものの、諸外国の類似調査と比較すればまだ高い水準にあり、成年者調査の有効性を否定するものではない。
- 今後も可能な限り脱落しないよう努力していくことは当然であるが、脱落していく層に何らかの傾向があるのではないかとの指摘もあり、「縦断調査における脱落等の分析資料（厚生労働科学研究費—パネル調査（縦断調査）に関する統合的高度統計分析システムの開発研究）」等をもとに、脱落及び継続サンプルの特性を検証することが必要である。

イ 客体の抽出

- 成年者調査の客体抽出に当たっては、平成13年国民生活基礎調査（大規模調査）の調査地区を用いたが、国民生活基礎調査は各種厚生労働統計調査の客体を抽出するための親標本を設定する目的を有しており、同調査地区の情報は成年者調査開始時には既に1年が経過していたものの、データの利活用も含めて客体抽出には最適な母集団であったことから妥当なものであったと言える。

ウ 調査の方法

- 実査は調査員による配布・回収方式としたが、

- ・ 客体の脱落を可能な限り防ぎ、回収率の低下を最小限にとどめるためにも有効な調査方法であること
- ・ 国民生活基礎調査の枠組みを利活用することで地方自治体の協力を得やすかったこと

から妥当なものであったと言える。

- 郵送方式には、実査負担の軽減、経費節減効果といった利点があるが、客体の調査地区外への転居等特段の事情がない限り、現行の調査方法を堅持すべきである。

エ 調査の単位

- 成年者調査では、客体が記入する「女性票」及び「男性票」、その配偶者が記入する「配偶者票（女性用）」及び「配偶者票（男性用）」の4種類の調査票を用いている。
- これについては、例えば婚姻後の出生の背景等を分析するために世帯単位での把握が必要ではないかとの指摘もあるが、客体個人の意識や夫婦個人単位の意識の差をみるのが可能である縦断調査の特徴を十分に活かすためには、調査単位を現行どおり個人とするべきである。

3 今後の方向

(1) 現行調査の継続

- 今後も、結婚、出産、子育て、女性の就業の状況を継続して観察していくことは重要である。
- 昨今の厳しい経済情勢の中で、雇用の維持は最重要の課題であるが、雇用失業情勢は深刻の度を増し、国民の雇用不安は拡大している。今後、さらに厳しい局面を迎える懸念もあり、就業の実態、特に若年者における就業形態（正規及び非正規）の変化の把握も非常に重要である。
- また、前述のとおり、現行調査において、就業形態によって結婚した割合に大きな差が生じていること等の結果が示されており、仕事の有無、就業形態の違い等雇用状況によって今後の結婚行動や出産行動

に生じる変化を継続的に観察していくことは、少子化対策を推進していく上で必要不可欠であると言える。

- さらに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現は、生産性の向上を図りつつ、労働者が仕事と生活において生きがい、喜びを享受するために重要であり、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び行動指針に基づき、政労使が一体となつて着実な取組を進めていく中で、今後、その実態把握や状況変化の把握も必要となっていくであろうことを考慮すれば、現行調査を可能な限り長期間継続すべきである。

（2）新たなコーホートの必要性

ア 追加の必要性

- これまでの少子化対策とともに、昨今の厳しい経済情勢を背景として、若年者の雇用対策もさらにその重要性を増しているが、成年者調査では、客体の脱落とは別に客体の加齢に伴い、20歳代の若年層が不在となる問題がある。
- このような行政課題に的確に対応していくためには、若年層を補うための新たなコーホートの追加が必要である。

イ 追加の方法、対象年齢・規模

- 新たなコーホートの追加に当たっては、成年者調査とのデータ比較等を行うことを考慮し、抽出に用いる母集団の違いによる要因が標本に入ることを避けるため、成年者調査と同様に国民生活基礎調査の大規模調査年における調査地区から抽出することが妥当である。
- なお、抽出対象とする年齢、抽出規模については、今後、本検討会で引き続き検討する。

ウ 追加の時期

- 少子化対策や若年者を中心とした雇用対策は緊急を要する重要課題であり、出生児調査におけるコーホート（B）と同様に、若年層を補うための新たなコーホートについても、一刻も早く立ち上げる必要があると言える。

○ 平成22年（2010年）に国民生活基礎調査の大規模調査が実施される予定であり、同年に後続調査としてコーホートを追加することも可能であるが、

- ・ 調査実施までに短期間での準備を余儀なくされることから、地方自治体側の理解が得られにくいと考えられること
- ・ 平成22年には総務省の国勢調査も実施されるため、客体側の負担感が強く調査拒否が多くなることが懸念されること

を考慮すると、大規模調査の翌年である平成23年（2011年）に追加することが妥当である。

V 今後の検討課題

- 中間とりまとめに当たっては、出生児調査及び成年者調査の評価及び今後の方向として新たなコーホートの設定について検討を行い、一定の結論を得た。
- 今後、最終とりまとめに向けて、本検討会で検討を予定している事項は、次のとおりである。
 - ・ 就業（就職及び離職の状況、就業抑制要因など）と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳しく分析するために必要となる追加調査事項
 - ・ 出生児調査において学齢期に達した児童に関する調査事項等
 - ・ 成年者調査において新たに追加する若年層コーホートの対象年齢、抽出規模及び調査事項等
 - ・ 現行調査の回収率維持方策
 - ・ 脱落サンプル等の特性検証及び脱落による調査結果への影響
 - ・ 縦断調査データの二次利用
- なお、検討結果をもとに、本年12月を目途として最終とりまとめを行う。

縦断調査の充実に関する検討会について

1 目的

平成21年3月13日閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」において、「世代による違いの検証等のため、21世紀出生児縦断調査及び21世紀成年者縦断調査について、新たな標本の追加等を検討する（平成21年度中に結論を得る）」こととされたことから、新たな標本の追加の方法やその時期と調査項目等に関して検討することを目的とする。

2 検討事項

- (1) 21世紀出生児縦断調査・21世紀成年者縦断調査の新たな標本の追加方法と標本の追加の時期等について
- (2) 新たな標本の調査項目について

3 構成員

別紙のとおり

4 運営等

- (1) 検討会は、構成員のうち1人を座長として選出する。
- (2) 検討会に座長代理をおくことができる。
座長代理は、座長が検討会の構成員から指名するものとし、座長を補佐し、座長不在の場合にはその職務を行う。
- (3) 座長は、必要があると認めるときは、関係者に検討会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- (4) 検討会は、原則として公開するものとする。
- (5) 検討会は、議事録を作成し公表する。ただし、会議を非公開とする場合には、議事要旨を公表する。
- (6) 検討会は、統計情報部長が主催し、その庶務は統計情報部社会統計課縦断調査室において行う。

別 紙

縦断調査の充実に関する検討会構成員

(50音順・敬称略 ○は座長)

- | | |
|--------|---|
| 阿藤 誠 | 早稲田大学人間科学学術院特任教授 |
| 今田 幸子 | 独立行政法人労働政策研究・研修機構特任研究員 |
| 柏女 霊峰 | 淑徳大学総合福祉学部教授 |
| 津谷 典子 | 慶應義塾大学経済学部教授 |
| ○ 廣松 毅 | 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部教授
(現 情報セキュリティ大学院大学
情報セキュリティ研究科教授) |

縦断調査の充実に関する検討会 開催実績

- 第 1 回 平成 21 年 3 月 30 日 (月) 16 時～
(議題)
・各縦断調査のこれまでと現状及び予定
・本検討会の進め方
- 第 2 回 平成 21 年 4 月 28 日 (火) 10 時～
(議題)
・第 1 回検討会における論点確認
・論点整理 (第 1 回検討結果を受けて)
- 第 3 回 平成 21 年 5 月 19 日 (火) 10 時～
(議題)
・第 2 回検討会における論点確認
・中間的なまとめに向けたスケルトンについて
- 第 4 回 平成 21 年 6 月 16 日 (火) 16 時～
(議題)
・中間とりまとめ (案) について

※ 第 5 回検討会は、8 月下旬以降に開催する予定

資料 2

21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)(仮称)について(案)

1 調査の目的

本調査は、平成22年に出生した子の実態及び経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得ることを目的として、平成22年度から新たに調査を実施する。

なお、平成13年度より実施している21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児)と併せて、時代背景等の変化に応じた実態を把握することを目的とする。

2 調査の対象及び客体

全国の平成22年5月10日から5月24日の15日間に出生したすべての子を対象とし、調査客体は約4万2千人を予定。

厚生労働省が人口動態調査の出生票を基に調査客体を抽出する。

3 調査の期日

平成22年12月1日

4 調査の方法

調査票の配布、回収は、厚生労働省と調査客体のいる世帯と往復郵送方式により行う。

5 調査事項

(1) 調査項目は、21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児)と同じ質問を原則とする。(聞き方、選択肢は変えない。)

(2) 時代にあった新規項目を設定(社会環境、各種施策、経済状況、国民意識の変化など)。